

令和3年 4月 27日

静岡県行政書士会西遠支部 御中

湖西市 産業部 産業振興課

令和3年度第1回農振除外申出受付について（お知らせ）

日頃より農政事務につきましては、格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
現在、住宅建設など具体的な計画があり、農振農用地区域内での農地転用などを検討している人を対象に、下記日程にて農振除外の申出受付を行います。

つきましては、貴会員様におきまして現在相談等が行われ、事前調整済みの農振除外案件がございましたら、申出者に連絡のうえ、必要書類を提出していただきますようお願いいたします。

記

受付期間 6月1日（火）から6月15日（火） 午前8時30分から午後5時15分まで
※土・日曜日、祝日を除く
※事前相談は申出受付期間に関わらず常時受けておりますので、必ず事前に
相談・調整の上、書類提出をお願いいたします。

提出先 市役所2階 産業振興課

- 注意事項
- 1 依頼者の希望どおりに除外（転用）できない場合もあります。事後のトラブル防止のため、貴会員には既に御承知のこととは存じますが、依頼者へはその旨を十分ご理解いただいたうえで、手続き着手及び書類提出をされるよう、併せてご周知願います。
 - 2 次のような場合については原則として農振除外できませんのでご注意ください。
 - ①当該事業を農用地区域内において行うことが必要かつ適当でない、また農用地区域以外に代替する土地がある場合。
 - ②農用地の集団化、農作業の効率化その他農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがある場合。
 - ③認定農業者等の効率的かつ安定的に農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがある場合。
 - ④土地改良施設等の機能に支障を及ぼすおそれがある場合。
 - ⑤豊川用水二期事業など、完了後8年を経過していない事業の受益地
※受益地の確認は、湖西用水土地改良区（№573-2022）へ。

農業水産振興係 TEL053-576-1216
担当 鈴木 陽